

年金  
だより

## ご存じですか? 「遺族基礎年金」お手続きの前に…



夫が……亡くなりました。  
年金を受け取るには  
どうすればいいですか。

### 遺族基礎年金を受けるための 3つの確認

確認

1

#### 働き手を失った、「子どもがいる配偶者」または「子ども」に支払われます。

- 遺族基礎年金は、子どもがいない配偶者は受け取れません。
- その他、様々な条件があります。

確認

2

#### 亡くなられた方の状況

- 国民年金に加入している間に亡くなられた方。
- 過去に国民年金に加入したことがある方で、亡くなられたとき日本国内に住所があり、かつ、60歳以上65歳未満であった方。
- 亡くなられたとき老齢基礎年金(受け取りに必要な資格期間を満たしている)を受け取っていた方、または受け取りに必要な資格期間を満たしていた方。

確認

3

#### 亡くなられた方が、一定期間保険料を納めていないと受け取れません。

- 保険料を納めていた期間が「亡くなられた月の前々月」までで、全体の3分の2以上(免除期間を含む)であること。または、直近の1年間に保険料の未納がないことの条件があります。

#### 手続き・お問い合わせ

名護年金事務所 ☎0980-52-2522

恩納村役場 村民課 年金係 ☎966-1205

## 2月は村県民税、3月は固定資産税第4期の納付月です!

	第1期	第2期	第3期	第4期
固定資産税	6月2日	7月31日	12月25日	令和8年 3月2日
村県民税	6月30日	9月1日	10月31日	令和8年 2月2日
軽自動車税	6月2日			

○口座振替日は納期限と同日です。前日までに残高確認をお願いします。  
○納税は口座振替が便利です。手続き方法につきましては、税務課までお問い合わせください。

お問い合わせ:税務課 ☎966-1206